

受験上の配慮についての事前相談

大学入試センターでは、受験上の配慮に関する事前相談を随時受け付けています。大学入試センター試験の受験上の配慮について疑問点や分からないこと等があれば、出願前申請期間・出願受付期間にかかわらず、できるだけ早めに大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に問い合わせてください。

また、障害等の種類と程度によっては、志望大学の個別学力検査等や修学上（入学後の大学生活等）の配慮が必要となることがありますので、別途、志望大学が定めている期日までに、志望大学に事前に相談してください。

受験上の配慮の申請に当たって

- 大学入試センターでは、病気・負傷や障害等のために、大学入試センター試験において受験上の配慮を希望する志願者に対しては、申請に基づき、審査の上で許可された受験上の配慮を行っています。（主な配慮事項は、7ページの「受験上の配慮事項一覧」を参照してください。）
- 受験上の配慮を希望する場合は、この冊子をよく読んで、配慮の内容及び申請方法（受験上の配慮申請書の記入方法や提出書類等）を確認した上で申請してください。

大学入試センターは、申請された配慮事項を審査し、その結果を「受験上の配慮事項審査結果通知書」により通知します。審査結果通知書の受領後は、記載事項を確認してください。さらに、12月中旬までに「受験上の配慮事項決定通知書」を送付します。

申請時期		受験上の配慮事項 審査結果通知書	受験上の配慮事項 決定通知書
出願前申請	8月1日（火）～ 9月4日（月）	9月下旬までに送付	12月中旬までに送付
	9月5日（火）～ 9月25日（月）	11月下旬までに送付	
出願時申請	9月26日（火）～ 10月6日（金）		

※ 大学入試センター試験の出願後であっても不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）により受験上の配慮を希望する場合は、申請することができます。（→28ページ）